

第 1 3 号

松本市屋外広告物条例

松本市屋外広告物条例（平成 2 0 年条例第 6 2 号）の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）

第 2 章 規制

第 1 節 禁止地域等（第 4 条）

第 2 節 禁止物件（第 5 条）

第 3 節 許可地域等（第 6 条－第 9 条）

第 4 節 許可等（第 1 0 条－第 1 2 条）

第 5 節 管理義務等（第 1 3 条－第 1 8 条）

第 6 節 監督等（第 1 9 条－第 2 9 条）

第 3 章 屋外広告業（第 3 0 条－第 4 6 条）

第 4 章 審議会（第 4 7 条）

第 5 章 雑則（第 4 8 条－第 5 0 条）

第 6 章 罰則（第 5 1 条－第 5 6 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物及び屋外広告業について必要な規制を行うことにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語は、別に定めるもののほか、法において使用する用語の例による。

（屋外広告物の在り方）

第 3 条 屋外広告物又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）は、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。

第 2 章 規制

第 1 節 禁止地域等

第 4 条 次に掲げる地域又は場所（以下「禁止地域等」という。）においては、屋外広告物又は掲出物件（以下「広告物等」という。）を表示し、又は設置してはならない。

(1) 都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 章の規定により定められた第一

種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は風致地区

- (2) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項の規定により指定された保安林のある地域
- (3) 市長が指定する道路及び鉄道（以下「道路等」という。）の区間
- (4) 道路等から展望することができる範囲の地域のうち、市長が指定する区域
- (5) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園の区域
- (6) 河川及び湖沼並びにこれらの付近の地域のうち、市長が指定する区域
- (7) 交差点及びその付近の地域のうち、市長が指定する区域
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めて指定する地域又は場所

### 第2節 禁止物件

第5条 次に掲げる物件には、規則で定める基準に適合する場合を除き、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 橋りょう、トンネル、高架構造物、分離帯及び擁壁（道路の防護施設に限る。）
- (2) 街路樹及び路傍樹
- (3) 信号機、道路標識、道路交通情報の管理施設及びカーブミラー並びに道路上の柵及び駒止め
- (4) 配電地上機器及びパーキング・チケット発給設備（道路交通法（昭和35年法律第105号）第49条第1項に規定する設備をいう。）
- (5) 電柱及び街路灯柱
- (6) 火災報知機、消火栓並びに火の見やぐら及び警鐘台
- (7) 郵便差出箱、電話ボックス、公衆便所及びバス停留所の上屋
- (8) 送電塔、送受信塔、ガス供給に係るガスホルダー及び貯水塔
- (9) 銅像及び記念碑の類
- (10) 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
- (11) 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和37年法律第142号）第2条第1項の規定により指定された保存樹及び保存樹林
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めて指定する物件

### 第3節 許可地域等

（許可地域等）

第6条 次に掲げる地域又は場所（第4条各号に掲げる地域又は場所を除く。以下「許可地域等」という。）において、広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 都市計画法第2章の規定により定められた市街化区域及び市街化調整区域
- (2) 前号に掲げるもののほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があるものとして規則で定める地域又は場所

2 前項の規定にかかわらず、別に規則で定める種類、規模の広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

(特別規制地区)

第7条 市長は、許可地域等のうち良好な景観の形成を図る上で特別な規制を必要と認める地域を、屋外広告物特別規制地区(以下「特別規制地区」という。)として指定するものとする。

2 市長は、特別規制地区を指定したときは、当該特別規制地区の状況に応じた基準を別に規則で定めることができる。

(適用除外)

第8条 次に掲げる広告物等については、第4条から前条までの規定は、適用しない。

- (1) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)の規定による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はこれらの掲出物件
- (2) 法令の規定により表示し、又は設置することが義務付けられているもの
- (3) 国又は地方公共団体が公共の目的をもって表示するもの
- (4) 祭典等慣例上一時的に表示するもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要により表示し、又は設置するもので、規則で定める基準以下のもの

2 次に掲げる広告物等については、第4条、第6条及び前条の規定は、適用しない。

- (1) 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示するもので、周囲の景観に調和し、かつ、営利を目的とせず、規則で定める要件に適合するもの
- (2) 自己の氏名、事業又は営業に関するものであって、自己の住居、事業所、営業所等又はこれらの敷地内に表示し、又は設置するもの(以下「自己用広告物等」という。)のうち、規則で定める要件に適合するもの
- (3) 交通安全、会合、報道等の営利を目的としない活動のために表示するもの

3 次に掲げる広告物等については、第4条の規定は、適用しない。

- (1) 案内図等の公衆の利便に供するもので、規則で定める基準に適合し、市長の許可を受けたもの
- (2) 電柱及び街路灯柱に表示し、又は設置するもので、規則で定める基準に適合し、市長の許可を受けたもの

4 自己用広告物等以外の広告物等で、表示面積の合計が1平方メートル以下のものについては、前2条の規定は、適用しない。

(禁止する広告物等)

第9条 次に掲げる広告物等は、表示し、又は設置してはならない。

- (1) 著しく汚染し、退色し、又は塗料等の剥離したもの
- (2) 著しく破損し、又は老朽化したもの
- (3) 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- (4) 信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効果を妨げるもの
- (5) 道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの

- (6) 保安上使用する場合を除き、地色の彩度が規則で定める基準を超えるもの
- (7) 保安上使用する場合を除き、蛍光塗料又は夜光塗料を使用したもの
- (8) 天空を照らす照明器具を使用したもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

#### 第4節 許可等

(許可の期間及び条件)

第10条 市長は、この条例の規定による許可（以下「許可」という。）をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。

2 前項の許可の期間は、3年を超えない範囲で別に規則で定める。

3 当該許可の期間満了後、引き続き広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、許可の期間を更新することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(変更等の許可)

第11条 許可を受けた者が、当該許可を受けた広告物等を変更し、又は改造し、若しくは移転しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、市長が別に規則で定めるものについては、この限りでない。

2 前項の許可をする場合においては、前条の規定を準用する。

(許可の表示)

第12条 市長は、許可をしたときは、その者に対し、許可証を交付しなければならない。ただし、市長が別に規則で定めるものについては、この限りでない。

2 前項の規定により許可証の交付を受けた者は、許可証を当該許可に係る広告物等に貼付しなければならない。

#### 第5節 管理義務等

(管理義務)

第13条 広告物等を表示し、若しくは設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物等の所有者若しくは占有者（以下「広告物の所有者等」という。）は、当該広告物等に関し補修、除却その他必要な管理を行い、当該広告物等を良好な状態に保持することに努めなければならない。

(管理者の設置)

第14条 許可に係る広告物等を表示し、又は設置する者は、これらを管理する者を置かなければならない。ただし、規則で定める広告物等については、この限りでない。

2 広告物等が規則で定める基準を超える場合、広告物等を表示し、又は設置する者は、規則で定めるところにより特定屋外広告物安全管理者を置かなければならない。

(管理者等の届出)

第15条 広告物等を表示し、又は設置する者は、前条第1項及び第2項の規定により管理する者を置いたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、当該管理する者の氏名又は名称、住所その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

い。

- 2 許可に係る広告物等を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者に変更があったときは、新たにこれらを管理する者となった者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 3 許可に係る広告物等を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者は、これらが滅失したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 4 許可に係る広告物等を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者がその氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(点検)

第16条 広告物の所有者等は、当該広告物等について、規則で定めるところにより、当該広告物等の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検を行わなければならない。ただし、規則で定める広告物等については、この限りでない。

- 2 前項の点検は、特定屋外広告物安全管理者を置く場合にあつては、特定屋外広告物安全管理者にこれを行わせなければならない。

(除却義務)

第17条 広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、許可の期間が満了したとき、許可が取り消されたとき、又は広告物等の表示若しくは設置が必要でなくなったときは、遅滞なく、当該広告物等を除却しなければならない。

- 2 この条例の規定による許可に係る広告物等を除却した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(許可の取消し)

第18条 市長は、許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

- (1) 第10条第1項(同条第3項又は第11条第2項において準用する場合を含む。)の規定による許可の条件に違反したとき。
- (2) 第11条第1項の規定に違反したとき。
- (3) 次条第1項の規定による市長の命令に違反したとき。
- (4) 虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたとき。

#### 第6節 監督等

(違反に対する措置)

第19条 市長は、この条例の規定又はこの条例の規定に基づく許可に付した条件に違反した広告物等については、広告物の所有者等に対し、当該広告物等の表示、設置若しくは改造の停止を命じ、又は5日以上を定め、当該広告物等の除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 市長は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、広告物の所有者等を過失がなくして確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又は

その命じた者若しくは委任した者に行なわせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、5日以上の期限を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を告示するものとする。

第20条 市長は、法第7条第2項の規定により広告物を掲出する物件を除却する場合においては、15日以上の期限を定め、これを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、市長又は市長の命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公示しなければならない。

(広告物等を保管した場合の公示等)

第21条 市長は、法第8条第2項の規定により広告物等を保管したときは、次に掲げる事項を公示しなければならない。

- (1) 保管した広告物等の名称又は種類及び数量
- (2) 保管した広告物等の放置されていた場所及びその保管した広告物等を除却した日
- (3) その保管した広告物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

(広告物等を保管した場合の公示の方法)

第22条 法第8条第2項の規定による公示は、前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間(法第8条第3項第1号に規定する広告物については、2日間)、市役所前の掲示場に掲示することにより行わなければならない。

2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、保管物件一覧簿を作成し、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(広告物等の価額の評価の方法)

第23条 法第8条第3項の規定による広告物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物等の使用期間、損耗の程度その他当該広告物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、広告物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した広告物等を売却する場合の手続)

第24条 市長は、法第8条第1項の規定による保管した広告物等について、規則で定める方法により売却するものとする。

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

第25条 法第8条第3項各号で定める期間は、次のとおりとする。

- (1) 法第7条第4項の規定により除却された広告物等 2日
- (2) 特に貴重な広告物等 3月
- (3) 前2号に掲げる広告物等以外の広告物等 2週間

(広告物等を返還する場合の手続)

第26条 市長は、保管した広告物等(法第8条第3項の規定により売却した代金を含む。)を当該広告物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及

び住所を証するに足る書類を提出させる等の方法によってその者が当該広告物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

(報告及び立入検査)

第27条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物等の所有者等に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 市長は、職員に広告物等の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物等について検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときはこれを提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(処分、手続等の効力の承継)

第28条 この条例の規定による許可等に係る広告物等を表示し、若しくは設置する者又は管理者について変更があった場合は、新たに、当該広告物等を表示し、若しくは設置することとなった者又は管理者となった者は、従前の者の地位を継承する。

(告示)

第29条 市長は、第4条から第7条までの規定による指定をし、又はこれらを変更したときは、その旨を告示するものとする。

### 第3章 屋外広告業

(屋外広告業の登録)

第30条 屋外広告業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、5年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 前項の更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第31条 前条第1項又は第3項の規定により登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、市長に次に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。

(1) 商号、名称又は氏名及び住所

(2) 松本市の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地

(3) 法人である場合においては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名

(4) 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人

が法人である場合においては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名)

- (5) 第2号の営業所ごとに選任される業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称
- 2 前項の登録申請書には、登録申請者が第33条第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。
- (登録の実施)

第32条 市長は、前条の規定による書類の提出があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、次に掲げる事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

- (1) 前条第1項各号に掲げる事項
- (2) 登録年月日及び登録番号

2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、登録申請者に登録証を交付するものとする。

(登録の拒否)

第33条 市長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第31条第1項の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第43条第1項の規定により登録を取り消され、その処分の日から2年を経過しない者
- (2) 屋外広告業者(第30条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。)で法人であるものが第43条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日前30日以内にその屋外広告業者の役員であった者でその処分の日から2年を経過しないもの
- (3) 第43条第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) 法の規定に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうちに第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの
- (7) 第31条第1項第2号の営業所ごとに業務主任者を選任していない者

2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第34条 屋外広告業者は、第31条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第1



項第5号から第7号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があった事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

3 第31条第2項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

(屋外広告業者登録簿の閲覧)

第35条 市長は、屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(廃業等の届出)

第36条 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日(第1号の場合にあっては、その事実を知った日)から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 死亡した場合 その相続人

(2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者

(3) 法人について破産手続開始の決定があった場合 その破産管財人

(4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

(5) 松本市の区域内において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人を代表する役員

2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、屋外広告業者の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第37条 市長は、屋外広告業者の登録がその効力を失ったとき又は第43条第1項の規定により屋外広告業者の登録を取り消したときは、屋外広告業者登録簿から当該屋外広告業者の登録を抹消しなければならない。

(講習会)

第38条 市長は規則で定めるところにより、広告物等の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会を開催しなければならない。

2 前項の講習会を受けようとする者は、別表に定める手数料を納付しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、講習会に関し必要な事項は、規則で定める。

(業務主任者の設置)

第39条 屋外広告業者は、第31条第1項第2号の営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。

(1) 法第10条第2項第3号イに規定する試験に合格した者

(2) 前条第1項の講習会の課程を修了した者

(3) 他の都道府県又は指定都市若しくは中核市の行う講習会の課程を修了した者

(4) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であって広告美術仕上げに係るもの

(5) 市長が、規則で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定した者

2 業務主任者は、次に掲げる業務を総括するものとする。

- (1) この条例その他広告物等の表示又は設置に関する法令の規定の遵守に関すること。
- (2) 広告物等の表示又は設置に関する工事の適正な施工その他広告物等の表示又は設置に係る安全の確保に関すること。
- (3) 第41条に規定する帳簿の記載に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。

(登録証の掲示)

第40条 屋外広告業者は、第31条第1項第2号の営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、第32条第2項の規定により交付を受けた登録証を掲示しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第41条 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第31条第1項第2号の営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項であって規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。

(屋外広告業者に対する指導、助言及び勧告)

第42条 市長は、松本市の区域内で屋外広告業者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

(登録の取消し等)

第43条 市長は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により屋外広告業者の登録を受けたとき。
- (2) 第33条第1項第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 第34条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) この条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(監督処分簿の備付け等)

第44条 市長は、屋外広告業者監督処分簿を備え、これを一般の閲覧に供しなければならない。

2 市長は、前条第1項の規定による処分をしたときは、前項の屋外広告業者監督処分簿に、当該処分の日及び内容を登載しなければならない。

(報告及び立入検査)

第45条 市長は、松本市の区域内で屋外広告業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、その営業につき、必要な報告をさせることができる。

2 市長は、職員に営業所その他営業に係るのある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(長野県の登録を受けた者に関する特例)

第46条 第30条から第35条まで、第37条及び第43条の規定は、長野県屋外広告物条例(平成5年長野県条例第23号)第19条の登録を受けている者には、適用しない。

2 前項に規定する者であって松本市の区域内で屋外広告業を営む者については、同項に掲げる規定を除き、第30条第1項の登録を受けた屋外広告業者とみなしてこの条例の規定を適用する。

3 第1項に規定する者は、松本市の区域内で屋外広告業を営もうとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。その届出に係る事項について変更があったとき又は松本市の区域内における屋外広告業を廃止したときも同様とする。

4 屋外広告業者が長野県屋外広告物条例第19条の登録を受けたときは、その者に係る第30条第1項又は第3項の登録は、その効力を失う。

5 市長は、第1項に規定する者であって松本市の区域内で屋外広告業を営むものが、第43条第1項第2号から第4号までのいずれかに該当するときは、その者に対し、6月以内の期限を定めて松本市の区域内における営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

6 第33条第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

#### 第4章 審議会

(景観審議会の意見の聴取等)

第47条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、松本市景観審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かななければならない。

(1) 第4条から第7条までに規定する地域、物件及び地区を変更、追加又は削除しようとするとき。

(2) 第6条第2項及び第7条第2項の規定による基準の緩和又は第8条第2項第1号及び第2号並びに同条第3項第1号に定める適用の除外をしようとするとき。

2 審議会は、広告物等に関する事項について、市長に建議することができる。

#### 第5章 雑則

(手数料)

第48条 許可又は登録(許可又は登録の更新を含む。)を受けようとする者は、別表に定める手数料を納付しなければならない。ただし、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条の届出を行った政治団体がはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を表示するための許可(許可の更新を含む。)を受けようとするときは、この限りでない。

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、前項に規定する手数料を減免することができる。

3 既に納めた手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(適用上の注意)

第49条 この条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的  
人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(委任)

第50条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則  
で別に定める。

#### 第6章 罰則

(罰則)

第51条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の  
罰金に処する。

- (1) 第30条第1項又は第3項の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を  
営んだ者
- (2) 不正の手段により第30条第1項又は第3項の登録を受けた者
- (3) 第43条第1項の規定による営業の停止の命令に違反した者
- (4) 第46条第3項前段の規定による届出をせず屋外広告業を営んだ者又は虚偽の  
届出をした者

第52条 第19条第1項の規定による命令に違反して、広告物等の除却その他必要  
な措置をとらなかった者は、50万円以下の罰金に処する。

第53条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条から第7条の規定に違反して広告物等を表示し、又は設置した者
- (2) 第11条第1項の規定に違反して許可を受けないで広告物等を変更し、改造し、  
若しくは移転した者
- (3) 第34条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (4) 第39条第1項の規定に違反して、業務主任者を選任しなかった者
- (5) 第46条第3項後段の規定による変更及び廃止の届出をしなかった者

第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第27条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項  
の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (2) 第45条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項  
の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、  
若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第55条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、そ  
の法人又は人の業務に関し、第51条から前条までの違反行為をしたときは、行為  
者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(過料)

第56条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第36条第1項の規定による届出を怠った者
- (2) 第40条の規定による登録証を掲げない者
- (3) 第41条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(広告物等に係る経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の松本市屋外広告物条例（以下「旧条例」という。）の規定により適法に表示し、又は設置されている広告物等については、この条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日から3年を経過する日までの間（旧条例の許可を受けていたものにあつては、当該許可を受けた期間）は、なお従前の例により表示し、又は設置することができる。

3 この条例の規定に適合しない広告物等で、前項の期間経過後も引き続き当該広告物等を表示し、又は設置しようとする者が、前項の期間内にその改善計画を作成し、規則で定めるところにより、市長の認定を受けたときは、当該広告物等については、認定を受けてから3年を経過する日までの間は、なお従前の例により表示し、又は設置することができる。

4 この条例の施行前に旧条例の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為で、この条例の施行の際、現に効力を有するものは、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

5 この条例の施行前に申請のあったものに係る手数料については、なお従前の例による。

6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(屋外広告業に係る経過措置)

7 この条例の施行の際、現に長野県屋外広告物条例に基づき、知事の登録を受け、屋外広告業を営んでいる者は、令和4年3月31日までの間は、この条例に基づく登録がなされたものとみなす。

8 この条例の施行の際、長野県屋外広告物条例に基づき開催された講習会の課程を修了した者は、第38条に規定する講習会の課程を修了した者とみなす。

別表（第48条関係）

	区分	金額
この条例の規定に基づく許可（許可の更新）	広告板類、広告塔類、アーチ類	1平方メートルまでごとに 300円

を含む。)の申請に対する審査	特殊装置のもの(動画ディスプレイ等)	面積2平方メートル未満のもの	1個につき 3,000円
		面積2平方メートル以上5平方メートル未満のもの	1個につき 6,000円
		面積5平方メートル以上10平方メートル未満のもの	1個につき 10,000円
		面積10平方メートル以上15平方メートル以内のもの	1個につき 15,000円
		面積15平方メートルを超えるもの	1個につき15,000円に15平方メートルを超える5平方メートルまでごとに800円を加算した額
	アドバルーン		1個につき 3,200円
	はり紙、はり札		10枚(10枚未満の端数があるときは、10枚に切り上げる。)につき 100円
	立看板、広告旗		1枚につき 100円
	広告幕		1枚につき 200円
	屋外広告業の登録申請、更新申請		
講習会受講料			1名につき 3,500円